

居宅介護支援事業所

サンケアネット運営規程

ノア・コーポレーション合同会社

居宅介護支援事業所 サンケアネット運営規程

第1条（事業の目的）

ノアコーポレーション合同会社が開設する居宅介護支援事業所サンケアネット（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業、及び指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援、及び指定介護予防支援を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 計画作成に当たり、利用者の意向を最大限に尊重し、利用者より介護支援専門員に対し、複数の事業者を紹介する様に求める事が出来る旨を説明すると共に介護支援専門員が紹介した居宅介護サービス事業者の選定理由の説明を利用者の求めに応じて行う。
- 6 計画作成において前6月間の選定事業所（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス）の利用割合（上位3件）を契約時に利用割合明細表を用いて説明を行う。
また、各サービス毎の同一事業所によって提供されたものの割合も説明を行う。
- 7 LIFEを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上に努める。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 サンケアネット
- (2) 所在地 東京都東村山市秋津町2丁目31-18 KタウンA棟1号室

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定居宅介護支援、及び指定介護予防支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援、及び指定介護予防支援の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(但し、日曜・祝日、12月30日～1月3日及び8月13日～15日までを除く)
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

第6条 (指定居宅介護支援、及び指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等)

指定居宅介護支援、及び指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援、及び指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン方式等を用いる。
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援、及び指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- ①実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル未満 100円
- ②実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル以上 20円(km毎)

3前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第7条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、東村山市、清瀬市、東久留米市とする。

地域区分：3級地

第8条 (虐待の防止に関する措置)

事業者は高齢者虐待防止の更なる推進を図る為、次の各号の実施を講じるものとする。

- (1) 従業者への研修の実施(年1回以上)
- (2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に(年1回以上)開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止責任者を選任する。

虐待防止責任者	野木宏史
---------	------

2 虐待の防止等の為の指針を整備する。

第9条 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

サービス内容で生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランについて検証の方法を次の通りとする。

- (1) 検証の方法は地域ケア会議や行政職員及び専門職を派遣する形で行い、サービス担当者会議等での対応を可能とする。
- (2) 検証を完了したケアプランの次回届出は1年後とする。

第10条 (ICTの活用)

事業所は、介護サービスの業務効率化を図るため、以下の運営基準や報酬算定上必要なる委員会等、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた支援を行う。

- (1) 感染症・食中毒の予防の為の対策を検討する委員会
- (2) 身体拘束等の適正化の為の対策検討委員会

- (3) 虐待防止の為の委員会
- (4) 個別支援計画作成等に係る担当者等会議
- (5) 支援計画会議実施加算
- (6) 相談・指導等

第11条（事故発生時の対応）

介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援、及び指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、その内容を記録し管理者に報告するとともに、5年間保存する。

第12条（感染症対策の強化）

感染症の予防・まん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催する。

その結果について、従業者に周知する。

- (1) 事業所における感染症の予防・まん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 従業者に対し、感染症の予防・まん延のための研修・訓練を定期的実施する。

第13条（身体拘束等の禁止）

事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。

第14条（事業継続計画の策定）

事業継続計画（BCP）を策定し、計画に従って研修の実施・訓練の実施を行う。

- (1) 業務継続計画を従業者に周知する。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行う。

第15条（個人情報保護）

事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切にとりあつかいに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を書面により得るものとする。

第16条（運営規定等の掲示）

運営規定等の重要事項、本運営規定書は事業所内の入口の見やすい場所に掲示する。

第17条（苦情処理）

事業所は、事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書及びその他の文書の提出、もしくは提示の求め、又は当該市町村の従業者からの質問もしくは照会に応じる及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

とする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に際して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第18条（記録の保存）

紙媒体における保存に加え、諸記録の保存・交付等について利用者の要望において、電磁的な方法により保存するものとし、その完結の日から5年間保存するものとする。

第19条（利用者への説明・同意等）

利用者様の要望においてケアプランや重要事項説明書などの説明、同意を得る際には、必ずしも紙媒体の書類でなく、タブレットやPCなどを使ってデータ提示運用を行う。

第20条（その他運営についての留意事項）

事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後6カ月以内

②継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就労環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はノア・コーポレーション合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

7 介護保険法・その他の関係法令により、説明義務が生じた場合には、その都度、利用者又はその家族に説明をするものとする。

附 則

この規程は、平成29年10月01日から施行する。

第2版 令和2年01月01日改訂・施行

第3版 令和3年04月01日改訂・施行

第4版 令和6年04月01日改訂・施行

第5版 令和7年10月01日改訂・施行